



# 鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)  
号外第57号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則 (39) (長寿社会課) .....	2
	鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則	
	(40) (子ども家庭課) .....	5
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (41) (＃) .....	8
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (42) (医務薬事課) .....	14
	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (43) (健康対策課) .....	15

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、鳥取県立社会福祉施設の利用者に対する措置命令及び利用許可の取消しの根拠規定が条例で規定されることとなった。
- (2) (1)に伴い、入寮者に対する監督及び入寮の取消しに係る規定を削る等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入寮者に対する監督及び入寮の取消しに係る規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)の一部については、別に規則で定める日とする。

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部が改正され、要支援者を対象とする介護予防サービスが新設されたことに伴い、資金の貸付申請書の添付書類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 介護予防サービスを受けるために必要な資金の貸付申請に添付すべき書面を定める等所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に

合わせて児童居宅生活支援が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次に掲げる事務に係る規定を削る等所要の規定の整備を行う。

児童居宅生活支援事業等に係る事務

育成医療に係る事務

障害児相談支援事業等に係る事務

(2) 施行期日

施行期日は、(1)の 及び は平成18年4月1日、(1)の は同年10月1日とする。

看護職員修学資金貸付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

(1) 介護保険法の一部が改正され、要支援者を対象として訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等を行う介護予防サービスが新設された。

(2) (1)にかんがみ、一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる施設に、介護予防サービスのうち訪問看護を行う事業所を加える等の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる県内の施設に、介護保険法の規定に基づき介護予防サービス事業（介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所を加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)のうち児童福祉法の一部改正に係る部分の施行期日は、同年10月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

児童福祉法に基づき慢性疾患の患者を対象として国が行う医療の給付その他の事業（以下「小児慢性特定疾患研究事業」という。）に、平成17年度から自己負担制度が導入され、小児慢性特定疾患研究事業の対象者の負担が増大していることにかんがみ、鳥取県特別医療費助成条例に基づく医療費の助成の対象となる慢性疾患の患者について見直しを行うとともに、児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 医療費の助成対象となる患者に、小児慢性特定疾患研究事業による医療給付の対象となる者を加える。

(2) 慢性疾患の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)の一部は、同年10月1日とする。

# 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第39号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第6条の2 <u>条例第10条第1項</u>の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第6条の2 <u>条例第7条</u>の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>条例第11条第1項</u>の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>条例第8条</u>の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
	<p>(監督)</p> <p><u>第15条 知事は、長者寮の適正な維持管理を図るため、必要があると認めるときは、入寮者に対し適当な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</u></p>
	<p>(入寮の取消し)</p> <p><u>第16条 知事は、入寮者が次の各号の一に該当すると認められた場合には、当該入寮者に対し退寮を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由なく使用料を滞納したとき。</u></p> <p>(2) <u>正当な理由なく引き続き30日以上在寮しないとき。</u></p> <p>(3) <u>前条の規定による知事の命令又は指示に従わなかったとき。</u></p>
	<p><u>2 知事は、入寮を取り消したときは、入寮取消通知</u></p>

(退寮の手続)

第15条 退寮しようとする者は、退寮の日の5日前までに退寮届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿)

第16条 長者寮には、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 入寮申請受理簿(様式第18号)
- (2) 入寮者台帳(様式第19号)
- (3) 入寮者日計表(様式第20号)
- (4) 使用料減免台帳(様式第21号)
- (5) 使用料徴収猶予台帳(様式第22号)
- (6) 外泊承認簿(様式第23号)
- (7) 業務日誌(様式第24号)

(権限の委任)

第17条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、長者寮の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

書(様式第17号)により入寮を取り消された者に通知しなければならない。

(退寮の手続)

第17条 退寮しようとする者は、退寮の日の5日前までに退寮届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿)

第18条 長者寮には、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 入寮申請受理簿(様式第19号)
- (2) 入寮者台帳(様式第20号)
- (3) 入寮者日計表(様式第21号)
- (4) 使用料減免台帳(様式第22号)
- (5) 使用料徴収猶予台帳(様式第23号)
- (6) 外泊承認簿(様式第24号)
- (7) 業務日誌(様式第25号)

(書類の経由)

第19条 この規則により知事に提出する書類は、寮長を経由しなければならない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、長者寮の管理に関し必要な事項は、別に定める。

様式第17号

入寮取消通知書

年 月 日

様

職氏名

印

	下記の理由により入寮を取り消しましたからご承知ください。
	記
<u>様式第17号 (第15条関係)</u> 略	<u>様式第18号</u> 略
<u>様式第18号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第19号</u> 略
<u>様式第19号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第20号 (第18条関係)</u> 略
<u>様式第20号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第21号</u> 略
<u>様式第21号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第22号</u> 略
<u>様式第22号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第23号</u> 略
<u>様式第23号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第24号</u> 略
<u>様式第24号 (第16条関係)</u> 略	<u>様式第25号</u> 略

第2条 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料の額) 第6条の2 <u>条例第11条第1項</u> の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。	(使用料の額) 第6条の2 <u>条例第10条第1項</u> の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。
(使用料の減免) 第9条 <u>条例第12条第1項</u> の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略	(使用料の減免) 第9条 <u>条例第11条第1項</u> の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第24号）第4条の規定の施行の日から施行する。

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第40号**

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(母子福祉資金の貸付けの申請)			(母子福祉資金の貸付けの申請)		
第2条 略			第2条 略		
2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面（配偶者のない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。			2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面（配偶者のない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。		
資金の種類	添付書類		資金の種類	添付書類	
略			略		
医療介護資金	略	ア 介護を 受ける のに必 要な資 金	医療介護資金	略	介護を 受ける のに必 要な資 金
		ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第5号、第6号及び第11号並びに第52条第5号、第6号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅			介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第3号、第4号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金にあっては保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し、その他のサービスを受けるのに必要な資金にあっては同法第7条第18項に規定する居宅サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用

	サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第19条第3項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し
略	

3 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 略

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面（寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類
略	
医療介護資金	略
介護を受けるのに必要な資金	ア 介護保険法第40条第5号、第6号及び第11号並びに第52条第5号、第6号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象

	者の負担する額が記載された書面の写し
生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）	雇用保険法施行規則（昭和59年労働省令第3号）第19条第2項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し
略	

3 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 略

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面（寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類
略	
医療介護資金	略
介護を受けるのに必要な資金	介護保険法第40条第3号、第4号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金にあっては保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し、その他のサービスを受けるのに必要な資金にあっては同法第7条第18項に規定する居宅サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し

	となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し		
生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）	雇用保険法施行規則第19条第3項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し	生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）	雇用保険法施行規則第19条第2項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し
略		略	

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第41号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
第3条 削除	<p><u>（育成医療の給付の申請）</u> 第3条 省令第7条第1項の規定による申請は、<u>育成医療給付申請書（様式第2号）</u>を提出してしなければならない。</p>
<p><u>（障害児相談支援事業等の開始の届出）</u> 第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、<u>障害児相談支援事業等開始届出書（様式第26号）</u>を提出してしなければならない。</p>	<p><u>（児童居宅生活支援事業等の開始の届出）</u> 第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業等開始届出書（様式第26号）</u>を提出してなければならない。</p>
<p><u>（障害児相談支援事業等の届出事項の変更の届出）</u> 第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、<u>障害児相</u></p>	<p><u>（児童居宅生活支援事業等の届出事項の変更の届出）</u> 第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、<u>児童居宅</u></p>



談支援事業等届出事項変更届出書 (様式第27号) を提出してしなければならない。

(障害児相談支援事業等の廃止等の届出)

第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児相談支援事業等廃止(休止)届出書 (様式第28号) を提出してしなければならない。

生活支援事業等届出事項変更届出書 (様式第27号) を提出してしなければならない。

(児童居宅生活支援事業等の廃止等の届出)

第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書 (様式第28号) を提出してしなければならない。

様式第2号 (第3条関係)

育成医療給付申請書					
本人氏名	年齢	性別	生年	年	月 日 生
		歳			
扶養義務者氏名	本人との続柄		職業		
扶養義務者住所					
被保険者証の記号及び番号	負担率	保険者名			
身体障害者手帳番号	障害等級				
希望する指定医療機関名					
関係書類を添えて、上記のとおり育成医療の給付を申請します。  郵便番号 住 所 本人との続柄 フリガナ 申請者 氏 名 (生年月日) 電話番号  年 月 日 職 氏 名 様					
申請受付年月日		進達年月日		決定年月日	
備 考					

注 印欄には、身障手帳の交付を受けている者に限り記入すること。

添付書類

- 1 育成医療意見書
- 2 世帯調書及びその関係証明書

様式第2号 削除

様式第4号 (第5条、第6条関係)

指定療育機関指定 (指定事項変更) 申請書

児童福祉法第21条の9第5項の規定による指定療育機関として指定 (変更) を受けたいので、次のとおり申請します。

様式第4号 (第5条・第6条関係)

指定療育機関指定 (指定事項変更) 申請書

児童福祉法第21条の9第4項の規定による指定療育機関として指定 (変更) を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

㊞

略

添付書類 略

様式第6号 (第8条関係)

指定療育機関指定辞退申出書

指定療育機関の指定を辞退したいので、児童福祉法第21条の9第7項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申出者 氏 名

電話番号

㊞

1 ~ 3 略

様式第26号 (第16条関係)

障害児相談支援事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

電話番号

㊞

障害児相談支援事業等を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略	
児童自立生活援助事業の用に供する施設	略
	入所定員
略	

注 略

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

㊞

略

添付書類 略

様式第6号 (第8条関係)

指定療育機関指定辞退申出書

指定療育機関の指定を辞退したいので、児童福祉法第21条の9第6項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申出者 氏 名

電話番号

㊞

1 ~ 3 略

様式第26号 (第16条関係)

児童居宅生活支援事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

電話番号

㊞

児童居宅生活支援事業等を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略	
児童デイサービス事業又は児童短期入所事業の用に供する施設	略
	入所定員 (児童短期入所事業に限る。)
略	

注 略

添付書類 略

様式第27号 (第17条関係)

障害児相談支援事業等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業等について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第28号 (第18条関係)

障害児相談支援事業等廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業等を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第27号 (第17条関係)

児童居宅生活支援事業等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

児童居宅生活支援事業等について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第28号 (第18条関係)

児童居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

児童居宅生活支援事業等を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<u>(児童自立生活援助事業の開始の届出)</u>	<u>(障害児相談支援事業等の開始の届出)</u>

第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第26号）を提出してしなければならない。

（児童自立生活援助事業の届出事項の変更の届出）

第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業届出事項変更届出書（様式第27号）を提出してしなければならない。

（児童自立生活援助事業の廃止等の届出）

第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第28号）を提出してなければならない。

様式第4号（第5条、第6条関係）

指定療育機関指定（指定事項変更）申請書

児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定（変更）を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
申請者 氏 名  
電話番号

略

添付書類 略

様式第6号（第8条関係）

指定療育機関指定辞退届出書

指定療育機関の指定を辞退したいので、児童福祉法第20条第7項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
申出者 氏 名  
電話番号

1～3 略

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、障害児相談支援事業等開始届出書（様式第26号）を提出してしなければならない。

（障害児相談支援事業等の届出事項の変更の届出）

第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、障害児相談支援事業等届出事項変更届出書（様式第27号）を提出してなければならない。

（障害児相談支援事業等の廃止等の届出）

第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児相談支援事業等廃止（休止）届出書（様式第28号）を提出してなければならない。

様式第4号（第5条、第6条関係）

指定療育機関指定（指定事項変更）申請書

児童福祉法第21条の9第5項の規定による指定療育機関として指定（変更）を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
申請者 氏 名  
電話番号

略

添付書類 略

様式第6号（第8条関係）

指定療育機関指定辞退届出書

指定療育機関の指定を辞退したいので、児童福祉法第20条の9第7項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
申出者 氏 名  
電話番号

1～3 略

様式第26号（第16条関係）

障害児相談支援事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略		
施 設	略	
略		

注 略  
添付書類 略

様式第27号 (第17条関係)

児童自立生活援助事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

略
---

注 略  
添付書類 略

様式第28号 (第18条関係)

児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

障害児相談支援事業等を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略		
児童自立生活援助事業の用に供する施設	略	
略		

注 略  
添付書類 略

様式第27号 (第17条関係)

障害児相談支援事業等届出事項変更届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業等について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

略
---

注 略  
添付書類 略

様式第28号 (第18条関係)

障害児相談支援事業等廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業等を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ④  
電話番号

略  
注 略

略  
注 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第42号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(オ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(カ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ク)に掲げる施設の業務に従事している場合）にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>(ク) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(オ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(カ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ク)に掲げる施設の業務に従事している場合）にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>(ク) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係</p>

る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。）又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

イ 略

(4)～(6) 略

る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

イ 略

(4)～(6) 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条第3号ア（エ）の改正は、同年10月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第43号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
疾 病	患 者	疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の6の厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている20歳未満の者（以下「慢性疾患にかかっている未成年者」という。）	1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	疾患の状態が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の2の厚生労働大臣が定める程度に該当しない20歳未満の者で、同条の規定に基づく医療の給付その他の事業の対象となっていないもの（以下「国の医療給付

<p>2 慢性呼吸器疾患 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>2 慢性呼吸器疾患 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p>等の対象とならない未成年者」という。) <u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、冠動脈瘤その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、冠動脈瘤その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発症、甲状腺腺腫その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発症、甲状腺腺腫その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>5 膠原病 スチーブンス・ジョンソン症候群その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>5 膠原病 スチーブンス・ジョンソン症候群その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>6 糖尿病 若年型、成人型又は型不明の糖尿病（型不明の糖尿病にあつては、腎性糖尿を除く。）</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>6 糖尿病 若年型、成人型又は型不明の糖尿病（型不明の糖尿病にあつては、腎性糖尿を除く。）</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>7 先天性代謝異常 (1) 先天性クレチン病、フェニルケトン尿症その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者又は20歳以上の者</u></p>	<p>7 先天性代謝異常 (1) 先天性クレチン病、フェニルケトン尿症その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者又は20歳以上の者</u></p>
<p>(2) 糖原病、家族性高コレステロール血症その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>(2) 糖原病、家族性高コレステロール血症その他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>
<p>8 神経・筋疾患 ウエスト症候群、先天性遺伝性筋ジストロフィーその他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未成年者</u></p>	<p>8 神経・筋疾患 ウエスト症候群、先天性遺伝性筋ジストロフィーその他の疾病で知事が定めるもの</p>	<p><u>国の医療給付等の対象とならない未成年者</u></p>

備考 略

備考 略

第2条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。



改 正 後

改 正 前

別表 (第3条関係)

別表 (第3条関係)

疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第21条の5</u> の厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている20歳未満の者（以下「慢性疾患にかかっている未成年者」という。）
2～8 略	略

疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第21条の9の6</u> の厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている20歳未満の者（以下「慢性疾患にかかっている未成年者」という。）
2～8 略	略

備考 略

備考 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

